



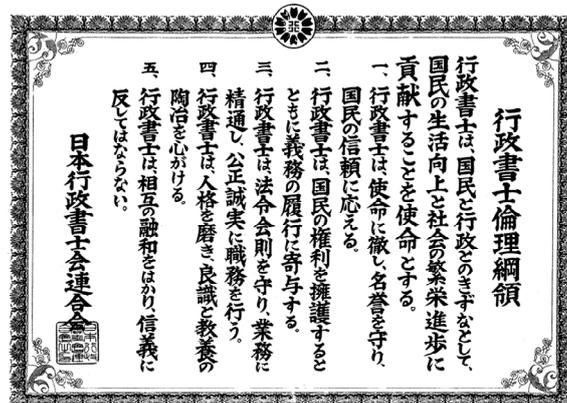
あいち

- 平成26年度第64期定時総会
- 平成26年度経審要員慰労会
- 使ってみよう!調停技法② ~アサーティブ・コミュニケーション~



目次

行政書士制度の発展をめざして	副会長 西川 剛史	1
平成26年度第64期定時総会		2
平成26年度経審要員慰労会		3
使ってみよう! 調停技法②	ADRセンター愛知次長 子安 幸代	4
民法の基本理論⑦	名城大学 柳 勝司	6
ちょっと役立ち豆知識	中央支部 金 恩瑩	9
お知らせコーナー 農地法第4条・5条に関する許可権者の変更について (通知)		11
農地転用等に伴う決済金減免制度について (通知)		12
業務相談会のお知らせ		13
業務相談会申込書		14
投稿案内		15
会員訪問記 (中央支部 竹田 勲会員)	中央支部 中村 美帆子	16
支部だより		17
事務局だより		29
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		31
コスモスあいちコーナー		36
政連コーナー		38
あとがき		39



行政書士制度の発展をめざして

副会長 西川 剛史

本年5月30日に愛知県行政書士会第64期定時総会が開催され、平成26年度事業計画が承認されました。「街の法律家として地域住民に信頼される行政書士」を旗印に本会会長以下役員一同新たな気持ちで事業運営に取り組んでまいります。

さて私こと、昨年7月から日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)から、日行連申請取次行政書士管理委員会の委員を拝命いたしました。同委員会の組織は、法務省から2名、日行連から4名、計6名で構成されています。一委員として、申請取次各種研修会のあり方や同委員会規則(準則)の見直し等に取り組んでいます。例えば、会員が所属する単位会を変更した場合など、単位会間を横断的に繋ぐ手続規定にも課題があり、制度改正に腐心しています。

行政書士業務のひとつに、申請人本人に代わって外国人の入国・在留許可等諸申請や在留カード等の受領ができるものがあります。この業務は出入国管理及び難民認定法施行規則に申請等取次制度として規定されています。行政書士がこの業務を行うことができるようになったのは、平成元年6月のことですから、既に四半世紀以上が経過したことになります。業務範囲は、今や起業、経営、就職、婚姻、離婚、相続、教育問題、労働問題、交通事故等身近な生活のあらゆる分野にまで広がっています。しかしながら、これまでの道のりは決して平坦なものではありませんでした。

そもそも入管行政は「憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求する権利を保障されているものでもない」とする最高裁判決による規範のもと、法務大臣の広

範な裁量権に委ねられています。私たち行政書士が裁量の厚い壁と向き合いながら、たゆまぬ研鑽を積んできたことが、国際業務の専門家への扉を開いたことは言うまでもありません。行政書士の業務は時代の要請に応え時代を映す鏡でもあります。少子高齢化問題や来るべき東京オリンピックの開催を見据えたとき、行政書士が活躍する場面はさらに増えていくことでしょう。

躍進の一方で、ごく一部の会員が「偽装婚」や「偽装就労」等に関わるような事件や事故も報告されてきました。いかにしたら不祥事を予防できるのか、そのたびにある種の挫折感を味わいながら、申請等取次制度を護るべく甚大なエネルギーを費やしてきたのも事実です。申請等取次希望者への受付審査基準の規制強化や日行連による懲戒処分事例等の公表は、会員への注意喚起のみならず組織としての取り組みにも猛省を促すものです。グローバル化する組織犯罪等にも毅然として立ち向かわなければなりません。会員自らが、犯罪収益移転防止法による本人確認を徹底することや、本会暴力団等排除対策協議会が主催する研修会に率先して参加することも大切です。

先達の労苦に思いを馳せるとき、目の前にある行政書士制度がいかに素晴らしく有難いものであるかを感じ取ることができます。制度を維持発展させるには、不断の努力が必要です。これまでの恩恵を受け止めつつ、一人ひとりがしっかりと前を見据え、共に目標に向かって歩みを進めようではありませんか。

会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年度 第64期定時総会

総務部長 蟹江 公明

日 時 平成26年 5月30日(金)
午後1時から午後4時20分
場 所 キャッスルプラザ 4階
鳳凰の間



平成26年度第64期定時総会が、愛知県知事 大村秀章様、総務省中部管区行政評価局 第一部長 内藤和久様を始めとする関係諸官庁の皆様、駐名古屋大韓民国領事 金在斗様を始めとする関係団体の皆様、愛知県司法書士会副会長 中島正博様を始めとする関係士業の皆様、日本行政書士会連合会副会長 中村利雄様そして近隣行政書士会の皆様のご臨席を賜り開催された。

会長よりの平成26年度に向けてのあいさつの後、大村愛知県知事にあいさつを、中村利雄日本行政書士会連合会副会長、宮成正典愛知公証人会会長に祝辞を頂戴した。

暫時休会の後、正副議長（議長：東三支部 小柳津えみ会員、副議長：海部支部 岩井実会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長である東三支部市川雅敏会員より、委任状の調査報告については総会運営副委員長である名古屋支部 山田安政会員より説明がありました。

定足数の確認

平成26年 5月30日現在の個人会員数 2,717人
委任状を含んだ出席者数 1,628人
(定時総会出席者数267名 有効委任状数1,361名)

以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に東三支部 勝昭彦会員、海部支部 山岡幹雄会員が選任され、各議案についての報告・審議が行われました。

議題

第1号議案 平成25年度事業経過報告

提案報告の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 平成25年度会計決算報告並びに財産目録承認の件

提案説明の後、監事より監査報告の後、質疑応答が行われた後に、採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 平成26年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成26年度会計予算（案）承認の件

上記議案は一括上程され、両議案について提案説明され、質疑応答が行われた後に、採決が行われ、可決承認されました。

定期大会終了後、5時45分より、懇親会を開催した。

懇親会は、飛島村長 久野時男様、東海財務局長 中山 厚様、日本政策金融金庫名古屋支店長 堀井武様を始め、多くの来賓のご臨席を賜って開会された。

来賓あいさつを飛島村長 久野時男様、東海財務局長 中山厚様に頂戴し、盛会のうちに閉会した。

平成26年度 経審要員慰労会

会報委員 杉浦 美紀

日 時 平成26年 4月 5日(土)・6日(日)

場 所 犬山市 犬山祭り

出席者 18名



皆様ご承知のように当会では愛知県から経営事項審査補助業務を受託しています。42名の会員が1年を通じて業務に当っており、3月で年度が終了した時に慰労会を実施しています。

今回は4月5日・6日に犬山祭りに行ってきました。同じ愛知県にこんな良い場所があったのかと驚きました。

犬山祭りは13輦の車山(やま)が犬山城の前に位置する針綱神社にからくりを奉納するお祭りです。

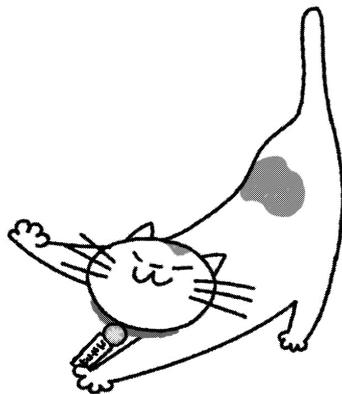
この車山行事は重要無形民俗文化財に指定されているそうです。豪華絢爛に飾られた車山が各町内から針綱神社へ巡航し、からくりを奉納した後、90度回転して町内へ帰っていくのですが、この車山が一番重いものは5トンもあるそうです。それをたくさんの男性が人力で動かしている姿は壮快でした。

犬山城の前の道路は両脇に様々な店が並び、地ビールを飲みながら、地元の名物を食べ歩き、とても楽しい場所です。多くの人で賑わっていました。

夜はこの車山に365個の提灯をつけ昼間と同じように巡航します。提灯の灯りは電燈かと思ったら1つ1つに蝋燭が入っており、動いたはずみに提灯が燃えることが、たまにあるそうです。その日は名鉄犬山ホテルに泊まりましたが、庭園の桜がライトアップされ、とても美しかったです。

次の日は国宝犬山城に登閣しました。現存する城では一番古い城で470年以上前に築造されたものだそうです。天守の最上階からは犬山の街はもちろん、天気が良かったので小牧山城・岐阜城名古屋市街の高層ビルまで見渡せ、殿様気分が味わえました。

犬山は、お祭りだけでなく、普段より外国からの観光客も多く、賑わっているそうなので一度お出かけになっても楽しいと思いますよ。



使ってみよう！ 調停技法②

～アサーティブ・コミュニケーション～

ADRセンター愛知次長 子安 幸代

1. はじめに

前号でも言及しましたが、ウィン-ウインの解決法が求められている今、ADRのように利害が対立するような場面において対話促進させる方法、より具体的に言うと、どのようにして当事者のコミュニケーションを深めていけばよいのでしょうか。調停人には、当事者の対話促進を支援するためにどのようなスキルが必要とされるのでしょうか。

実は、私たちの身近な社会の中で、とても有益なコミュニケーション・スキル、ウィン-ウインの発想に基づくアサーティブ・コミュニケーションの理念を理解すると、自分の周囲の人間関係が劇的に変わるといっても過言ではない、とまで言われています。今回はアサーティブ・コミュニケーションについてお話を進めていきます。

2. アサーティブ・コミュニケーションとは？

アサーション (assertion) とは、よりよい人間関係を築くための、自分も相手も大切にしたい自己表現法のことです。相手の言い分にしっかりと耳を傾けて理解をしたうえで、自分の主張も伝えることで、自分にとっても相手方にとってもメリットがあり、不満が残らないようにする、ウィン-ウインを目指すコミュニケーション・スキルです。

アサーティブ・コミュニケーションを実践するには、まず、自分のコミュニケーションのタイプを分析するところから入ります。基本書にはアサーション度チェックシートが載っていますので、それを利用してみたい、自分自身の日常での言動を振り返って検討してみてください。

検討してみた自分のコミュニケーション・タイプは、次の3つのどれにあてはまるでしょうか。

① 非主張的自己表現

これは、自分の気持ちや考えなどを表現しなかったり、率直に伝えることができなかったりするような言動が当たります。

自分よりも常に相手方を優先し、自分のこと

を後回しにする自己表現ですが、自分の気持ちを抑えているので、すがすがしい気持ちにはなれません。

② 攻撃的自己表現

自分の意見や考えをはっきりと表現し、自己主張ができていますが、結果的に相手方に自分を押し付ける言動のことをいいます。

強がりや言ったり、相手のいうことに否定的な言動をとったり、一方的な主張をして、自分は意見が通ってすがすがしいかもしれませんが、気持ちを表現できなかった相手の気持ちもすがすがしいとは言い切れません。

③ アサーティブな自己表現

自分も相手も大切にしたい自己表現ですから、自分の気持ちや考えなどを率直に、その場にふさわしい方法で表現すると同時に、相手と同じように発言することを奨励しようとし、互いの意見で葛藤が起きた場合でも意見を出し合って、双方にとって納得のいく結論を出そうとします。このアサーティブ・コミュニケーションのスキルは、調停技法としてのみならず、ビジネスの交渉の場面においても、また学校教育の場においても注目されています。

アサーティブにコミュニケーションできるようになるには、トレーニングが効果的なのは言うまでもありませんが、徹底した自己表現の分析 (=自分と向き合う) をして、なぜアサーティブになれなかったのかを知り、日頃からアサーティブを意識したコミュニケーションを心がけて行くことで、自分のアサーティブ度をアップさせることができるのではないのでしょうか。

3. 実践してみましよう！アサーティブ・コミュニケーション

アサーティブ・コミュニケーションでは、自己のコミュニケーションタイプを分析し自己表現に磨きをかけることの他、相手の話を「聴く」ということ

に重点が置かれています。

そこで、「聴く」ためのスキルとして、

- ① 相づちをうつ・・・相づちの種類を豊かにする
- ② 繰り返す・・・明快に、短く、要点をつかんで、相手の使った言葉で
- ③ 言い換える（パラフレーズ）・・・当事者が示したことを、意味を変えずに調停人が、別の言葉を使って言い換えること
- ④ 枠組みを揺さぶる（リフレーミング）・・・当事者が示したことを、調停人が、別の角度から言い換えること
- ⑤ 開かれた質問・・・言葉を選んで答えることができる

があげられます。

これらの傾聴技法を使って、相手の言いたいことを引き出していきます。ADRの研修会ではこれらの傾聴技法を使ったトレーニングを繰り返し行っています。

次号では、これらの積極的傾聴技法についてもう少し詳しくご紹介していきたいと思っています。

4. おわりに

そもそもADRとは、当事者双方に利益のある合意、ウィン-ウィンの合意を結果として目指すもの、紛争当事者の対立関係を解消しようとするものです。アサーティブ・コミュニケーションも人間関係におけるウィン-ウィンを目指す、自己主張の表現技法です。

そこで、ADRのシステムの中で、アサーティブ・コミュニケーションのスキルを使えば、利害関係が対立する当事者もウィン-ウィンの関係になれる可能性が高くなってきます。

ADRの中でアサーティブ・コミュニケーションをいかにして活用していくか、が調停人にとっては重要になってきます。調停人自身も中立・公平な態度、アサーティブな態度であることは勿論必要ですが、当事者をアサーティブな姿勢で向き合ってもらえるか、当事者からその姿勢を引き出す力も求められています。

前号でご紹介した大阪での研修会では、事前にこの理念をしっかりと理解してくる、という課題がありました。「アサーション」、「アサーティブ・コミュニケーション」・・・未熟者の私にとっては初めて耳にする言葉でした。指定された必読図書を読破してみましたが、もちろんそんなことで、アサーティブ・

コミュニケーションのスキルが身につくはずがありません。

けれども、研修会での様々なコミュニケーション・トレーニングを重ねる中で、アサーティブな態度を意識することで、コミュニケーションや思考のスタート地点がこれまでと変わってきたことを感じました。

そういう意味では、スキル・アップのためのトレーニングが必須と言えますが、限られた場面だけではなく、ビジネス、日常生活様々な場面でさわやかな人間関係が構築されれば、とても快適な生活を送ることができるのではないのでしょうか。日常生活の中でも、アサーティブな自分を意識して、アサーティブ・コミュニケーションを心掛けてさわやかな人間関係の輪を広げていけたらいいですね。

アサーティブ・コミュニケーションやこのような傾聴スキルを身に付けるためのトレーニングは様々な団体によって各地で行われています。機会があったら是非、参加してみてください。また、トレーニングを受けなくても、いつも意識してコミュニケーションするだけでも、きっと効果を実感できると思います。自分の身近な人とのコミュニケーションから少しずつ始めてみてください。

【参考文献】

平木典子 著

「アサーション入門」 （講談社現代新書）

「自己カウンセリングとアサーションのすすめ」
（金子書房）

「アサーション・トレーニング」

（日本・精神技術研究所）

大串亜由美 著

「アサーティブー「自己主張」の技術」

（PHPビジネス新書）

森川早苗 著

「深く聴くための本」 （日本・精神技術研究所）

岩船展子・渋谷武子 著

「アサーティブ 素直な自己表現」(PHP研究所)

一般社団法人 日本商事仲裁協会

調停人養成教材2006年度版 （この教材はどなたでも自由に無償で利用できるものです）

民法の基本理論⑦

家庭裁判所の利用の仕方

名城大学法学部教授 柳 勝司

(1) はじめに

今回は、民法の基本理論から外れるところがあるかとは思われるが、家庭裁判所の利用の仕方について話をしたい。というのは、家庭裁判所の存在が広く知られるようになってきたことから、離婚事件などに関連して、家庭裁判所の利用が増えてきている折り、仕事の中で、家庭裁判所について質問を受けることもあるかと思われるからである。

(2) 家庭裁判所の利用のための手続

家庭裁判所を利用する利点は、秘密性が保たれ、費用が低廉であり、手続も簡易であることである。家庭裁判所で行われる審判や調停は、非公開で行われるので、当事者が明らかにしない限り、争い事は世間には全く知られないで済む。家庭裁判所の窓口に行き、争い事について説明すれば、裁判所の係員が、審判あるいは調停のいずれの手続を受けることになるのかとか、どのような書類を提出する必要があるのかといったことなどを丁寧に説明してくれるので、事前に弁護士などに相談する必要はまったくない。また、審判や調停を申し立てる費用については、1200円を納めるだけでよく、他に連絡用の郵便切手を納めてもらう。なお、郵便切手については、使用しなかった切手は、終了時に返還される。

(3) 申立のための書面などについて

申立手続がされると、裁判所が相手方に通知をして、手続が開始する。なお、調停においては、当事者は相互に書面を送付することは必要ではなく、当事者は裁判所に必要な書面を提出する。裁判所に提出した書面については、相手方が謄写申請を出した場合には、裁判所はそれを認めなければならないので、裁判所に書面を提出する際には、例えば、相手方に住所を知られたくないような場合には、住所非開示の手続をしておく必要がある。

調停に弁護士が代理人として付くことも珍しいことではない。当事者の一方に弁護士が付くと、他方当事者は、自分の方にも弁護士を付けなければならないだろうかと思ひ、不安になる場合もある。しか

し、2名の調停委員が、裁判官の指揮の下で、公正・平等に調停を進めて行くので、弁護士が付いていなくとも、不利な扱いはされることはないので、不安に思う必要はない。

離婚調停において、弁護士が代理人となった場合には、弁護士によって提出される書面の内容が、離婚裁判になることが予定されて書かれていることが多いので、過度に攻撃的な内容となることがある。調停においては、話し合いで争いを解決をしようとするものであるが、弁護士によって作成された書面を当事者が初めて見たとき、大変なショックを受け、直ちに、喧嘩モードになってしまい、話し合いをする雰囲気になくなってしまふこともある。弁護士の中には、調停を不成立にしたいと思っている者もいるかと思われるが、しかし、夫婦の争いが法廷で衆目にさらされるのはできるだけ避けるべきである。そのため、弁護士は、調停においては、話し合いのための書面を作成した方が良いと思われる。

(4) 調停の進行

調停においては、二名の調停委員が、申立人と相手方との主張を、交互に聴く。家事審判法の時代においては、裁判所内においては、調停成立の場合以外は、当事者双方は会わせないというのが原則であったが、家事事件手続法のもとにおいては、当事者の主体性を重視するようになり、当事者双方の同意を得ることができれば、1回ごとの調停の終了の時に、双方同席して、争点と課題を確認するという方向に進もうとしている。しかし、双方が同席して行う同席調停は、なかなかできないのが現実である。

調停は、当事者（申立人と相手方）によって行われるが、前述のように、弁護士が代理人として付くことがあり、他に、家庭裁判所の許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる（家事事件手続法22条1項ただし書参照）。その例として、離婚に伴う財産分与に関連して、分与財産の確定のために、税理士が調停に出席するなどがある。

(5) 調停委員とは

調停委員会が調停を行う（家事事件手続法247条1項参照）。調停委員会は、裁判官1名と調停委員2名以上で組織する（家事事件手続法248条1項）。調停委員は民間人の中から裁判所によって選ばれる。選ばれた調停委員は、研修を絶え間なく受けているので、家事事件については、プロとしての知識や技術を身に付けている。それにもかかわらず、当事者や弁護士の中には、調停委員や裁判所に不信感を持ち、調停委員や裁判所に対して批判的言動をする者もいる。戦略的に調停委員や裁判所の批判をする弁護士もいるが、多くは、調停制度についての誤解や無知・調停委員軽視などが原因となって、調停委員や裁判所の批判がされていることが多い。しかし、調停委員や裁判所を批判してみても、当該の調停に良い成果を得ることはできないように思える。

離婚調停において、相手方が、裁判所からの呼び出しがあったので、裁判所は調停の申立通りに離婚を成立させる機関であると思込み、調停の開始から、激しく調停委員に食って掛かる場合もある。そのような場合には、調停においては、当事者の主張を聴いて、一番良い解決策を見出すために話し合いをするので、当事者双方の主張から、場合によっては、婚姻の修復をはかるために話し合うこともあり得る、というようなことを説明したりする。

裁判所が調停委員の選任を行っているが、様々な職種から、様々な人々が、選任されている。最近では、弁護士から選任されることも多いように見受けられる。司法書士や不動産鑑定士や税理士などからも調停委員に選任されている。行政書士から調停委員に選任されている例もあるかとは思われるが、行政書士がより多く調停委員に選任されても良いと思われる。

(6) 調停の終了

調停は、合意に達するか、あるいは、当事者の意見の不一致が確認されるまで、数回に分けて行われる。前者は調停成立、後者は調停不成立、となる。早い場合は、1回の調停で終わることもあるが、3回から4回ほど調停が行われることもあり、遺産分割の調停などは、長期に及ぶこともある。

なお、調停においては、当事者（相手方）が調停に出頭しないときには、裁判所は出頭勧告などをするが、それでも出頭しない場合は、訴訟の扱いは異なり、調停を不成立とするか、あるいは、申立人が調停の取り下げをするか、をしなければならない

ことになる。そして、調停を数回試みても意見の合致が得られないときには、調停は不成立となるが、それでも請求をしたい場合は、訴訟をしなければならないこともあり、あるいは、後述するように、家事事件手続法の別表二に掲げられている事項については、審判に移行する。

また、調停離婚をする際に定められた養育費の支払いがない場合には、履行勧告や給与に強制執行をすることなどができる。これは、請求者にとっては、裁判所が強力な後ろ盾になるということの意味する。ただし、養育費支払義務者が行方不明となったような場合には、裁判所には警察権があるわけではないので、限界がある。

調停前置主義といって、人事訴訟をする前に、調停が行われなければならないと、また、審判事件であっても、まず、調停を行うこともある（家事事件手続法244条参照）。離婚調停においては、離婚について合意があれば、調停離婚として成立して、離婚裁判は不要となるが、親子関係不存在確認調停については、当事者間において親子関係不存在について合意が成立し、さらに、その旨の審判を受けることについて合意を得た場合には、次に、合意に相当する審判を受けることになる（家事事件手続法277条参照）。この審判においては、現在は、DNA鑑定の結果を参考資料として用いている。

なお、例えば、離婚調停において、双方が離婚には応じているのであるが、些末な事柄にこだわり、離婚の合意ができないような場合に、裁判所が、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、離婚の審判をすることができる（家事事件手続法284条1項参照）。このような審判は、調停に代わる審判と呼ばれている。設例においては、審判離婚ということになる。しかし、このような審判は、当事者から異議の申出があると、効力を失う（家事事件手続法286条1項・5項参照）ので、あまり利用されてはいない。ただ、末梢的な事柄に意地を張って離婚に応じず、調停を長引かせている当事者に対して、「審判によって、裁判所の判断で離婚を成立させることもできるのですよ」といったような話し掛けをして、離婚を促すときなどに、調停に代わる審判が利用されることもある。

また、婚姻費用請求調停や親権者の指定又は変更請求調停などのように、家事事件手続法の別表二に掲げられている事項においては、調停不成立になると、審判に移行することになり、審判においては、裁判官が決定することになる。なお、家事事件手続

法の別表一に掲げられている事項は、後見開始（民法7条）・成年後見人の選任（民法843条）・失踪宣告（民法30条）等々であり、紛争性がないので、調停は行わないで、審判のみが行われる。

婚姻費用請求においては、請求権利者の収入と支払義務者の収入との相関関係から支払額が決められるのであるが、そのような計算は算定表という形で、インターネットにおいても発表され、誰でも見ることができる。審判においては、裁判官は、基本的には算定表に基づき、当事者の提出した陳述書を斟酌して、額を決定する。

親権者の指定又は変更の請求の場合には、子の奪い合いや子の監護や面会交流の取り決めなども関係してくる。これらの場合には、子の養育についての専門家である調査官が関与する（家事事件手続法65条参照）。家庭裁判所における調査官も、欠かすことのできない重要な役割を果たしている。良い結果を得たいならば、当事者は、調査官の調査に積極的に応じるべきであると思われる。

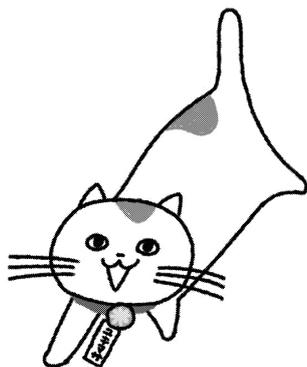
(7) 調停成立後の手続

離婚調停が成立すると離婚が成立することになるが、報告的な離婚届出は、申立人がすることになる。しかし、婚姻の際に氏を変えた者が相手方である場合には、相手方が離婚の報告的届出をすることもできる。届出をする際に、旧姓に戻るか、婚姻時の姓を続けるかの判断をするためである。

また、離婚をする時に、年金分割の請求もすることができる。離婚時に年金分割請求をしないで、後に年金分割請求をする場合には、審判を受けなければならない。

(8) まとめ

家庭裁判所は国民の間に広く根付いているが、さらに利用されるべき機関であると考えられる。



ちょっと役立ち豆知識

韓国への「国籍喪失届（申告）」について

中央支部 金 恩 瑩

特別永住者が帰化により日本国籍を取得した場合、本人の住所地の役場へ帰化の届出をすることにより新しく日本の戸籍が作成され、それまで所持していた外国人登録証明書又は特別永住者カードを返納することになります。

本人が韓国のパスポートを所持していた場合には、住所地を管轄する在外公館へパスポートの返納と韓国法務部へ「国籍喪失申告」をすることにより、帰化後の両国への届出（申告）手続きが終了することになります。

今回は、忘れがちな韓国への「国籍喪失申告」手続きについてお話したいと思います。

(1) 帰化後の国籍喪失申告

日本の国籍法第6条には「帰化によって従前の国籍を失うべきこと」と規定されており、韓国国籍法第15条に「大韓民国の国民として、自ら進んで外国国籍を取得した者は、その外国国籍を取得したときに大韓民国の国籍を喪失する(15-1)」と規定していることから、韓国籍者は帰化により自動的に本国の国籍を失うため、帰化申請書類に国籍喪失許可証明書の提出は必要ありません。

また、同法には「大韓民国の国籍を喪失した者は、法務部長官へ国籍喪失申告をしなければならない(16-1)」と定めており、韓国外に居住する者については、申告書を在外公館の長を経由して法務部長官へ提出しなければならないとし、大使館又は領事館において国籍喪失申告義務を定めています。

国籍喪失申告を受けた法務部長官は、本人の登録基準地へ通知し、この通知を受けた役場は、本人の家族関係登録簿を閉鎖することになります。

このように帰化申請時に国籍喪失許可証明書の提出が不要であることと、特別永住者の世代が進んだことによる本国への帰属意識の希薄さも相まって、

帰化後本国へなんら届出をしていないケースが非常に多いのが実情です。しかし、すでに日本において戸籍が作成されているなか、引き続き韓国の身分証明書も発行されるという状態は、適正な身分公示制度に反するだけでなく、後の相続手続きなどを勘案したとき、特別永住者特有の身分事項の齟齬の予防としても届出義務を遵守すべきことは言うまでもありません。

(2) 日本人妻の国籍喪失申告

韓国籍者と婚姻した日本人妻の中には、従前の韓国国籍法の規定により韓国の国籍を有する方がいます。(あくまで表見上の二重国籍)

韓国では1948年12月20日に国籍法が施行され、同法第3条には「無国籍又は大韓民国の国籍を取得することにより、6月以内にその国籍を失うこととなる外国人として次の各号の1に該当する者は、大韓民国の国籍を取得する」とし「1、大韓民国の国民の妻となった者(3-1)」と規定されていました。この規定により、1998年6月14日に従来の内容を大改正した改正国籍法が施行されるまで、約50年間韓国籍者と婚姻した外国籍妻は韓国の国籍も取得可能であったわけです。

上記期間のあいだに韓国籍者と婚姻した日本人妻は、婚姻により日本と韓国の二重国籍を有することになり、6ヶ月以内にいずれかの国籍を取得するかについて意思表示をする必要がありました。6ヶ月以内に日本の国籍を放棄しなかった場合は、韓国国籍の喪失申告をする必要があったのですが、夫婦の居住地が日本である場合は、婚姻手続きは日本の役場へ先に届出をして、その受理証明書等を添付して本国の役場へ報告的届出をするのが一般的であるため、夫婦ともにこの規定についてまったく知らず、またその認識もないまま現在に至っている場合があります。

婚姻の報告的届出を受けた役場において、日本人妻は韓国の国籍を有する者として当時の夫の戸籍に妻として記載がなされます。そして、6ヶ月が過ぎた後もそのまま韓国籍者として夫の戸籍に入っている状態が続き、2008年に戸籍から家族関係登録簿に移行した際も日本人妻の家族関係登録簿が作成され、日本人であるのに韓国の国籍を証する家族関係証明書が発行される、というケースが発生する原因となっているわけです。

このようなケースにおいても「国籍喪失申告」をすることにより、日本人妻の韓国家族関係登録簿を

閉鎖させることができます。

申告期限については、家族関係登録等に関する法律第97条「国籍喪失の申告は、配偶者又は4親等以内の親族が、その事実を知った日から1ヶ月以内にしなければならない(97-1)」とし、韓国外に居住する者については、「3ヶ月以内」の特例も定めていますが、期限を越えた申告であっても領事館で手続きをすることができます。

申告から本人の家族関係登録簿が閉鎖されるまでには約6ヶ月前後時間がかかります。

【「国籍喪失申告」必要書類】

下記の書類を住所地を管轄する領事館へ提出することで手続きができる。

- ・ 国籍喪失申告書（領事館にある）
- ・ 日本の戸籍謄本及び日本語翻訳文
- ・ 住民票及び日本語翻訳文
- ・ 韓国の基本・家族・婚姻関係証明書
- ・ 写真1葉
- ・ 韓国旅券（所持の場合）

※事前に領事館へ確認要！！

【名古屋総領事館】

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-19-12

(052) 586-9221（日本語対応可）

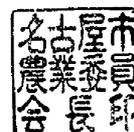
平日 9:30~12:00、13:30~16:30（※韓国祝祭日も休館）

お知らせコーナー

25農委農政第103号
平成26年3月28日

愛知県行政書士会会長 山田 高嗣 様

名古屋市農業委員会会長 寺島 正



農地法第4条・5条に関する許可権者の変更について（通知）

日頃は、本市農業委員会業務につきまして格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、平成26年4月から許可権限が愛知県知事から名古屋市農業委員会へ移譲することになりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、会員皆様への周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 新旧対照表

4・5条許可	変更前	変更後
許可書あて先	愛知県知事	名古屋市農業委員会会長
提出部数	3部	2部

2 留意事項

- ・農用地利用計画変更の申請月（4、7、10、1月）については変更ありません。
- ・市街化区域の農地転用届出及び随時受付の証明（農地基本台帳原本証書等）については、変更ありません。

3 その他

ご不明な点は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

26明発第 62 号
平成26年 5月26日

愛知県行政書士会
会長 山田高嗣様

明治用水土地改良区
理事長 神谷金衛



農地転用等に伴う決済金減免制度について（通知）

日頃は、土地改良事業にご理解いただきありがとうございます。
さて、標記の件につきまして、平成18年4月3日に理事会で議決され、下記の内容で運用しておりますので、改めて所属会員様へ周知をお願いいたします。
なお、本制度の詳細につきましては、明治用水土地改良区まで直接お問い合わせください。

記

市街化調整区域内における当該転用地等が次の各号の一に該当する場合には、決済金を減免することができる。

- (1) 農家住宅用地
- (2) 農家分家住宅用地
- (3) 3条資格者自らが設置管理する農振法第3条第4号該当施設の用地（農業用倉庫等）
- (4) 畑（5年以内は畑以外の目的に転用しないこと）

※本土地改良区が定める農家分家住宅とは次のとおりである。

1. 分家を建築する者の親族が現組合員であること

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページの申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
 開催日 毎月第4木曜日に開催
 時 間 午後1時30分

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
 開催日 毎月第4木曜日に開催
 時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について
 開催日 平成26年7月2日(水)
 時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
 開催日 毎月第一水曜日
 時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
 開催日 平成26年7月17日(土)
 時 間 午後1時30分から午後4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立について
 開催日 毎月第一水曜日
 時 間 午後1時から午後4時30分まで

法人経営部

平成26年7月1日

会 員 各 位

建設環境部
運輸交通部
国際・私法部
土地利用部
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】 [第4木曜日]
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会 [7月2日(水)]
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会 [第1水曜日]
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会 [7月17日(木)]
- ・ 法人経営部 書類作成相談会【株式会社設立・風俗営業許可申請】 [第1水曜日]

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
希 望 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

◇ 投稿案内 ◇

1. 投稿要領

行政書士業務に関する研究論文、特別寄稿、実務事例報告、業務資料など〈4,000字程度〉

《注意》

- ① 上記投稿は、自作で本紙未発表のもの、著作権法に抵触しないものに限ります。また、本会及び他者（個人・団体を問わず）に対する誹謗・中傷や不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。
- ② 本紙に掲載される投稿記事などの著作物の著作権は、原則として著作者に帰属しますが、これらを本会のホームページ等に掲載することについて著作者は承諾していただくことになります。

2. 原稿などの送付方法について

- ① 原稿は、本会ホームページの会員サイトから『会報投稿フォーム』をダウンロードして使用し、メールに添付してお送りください。

◎会報投稿フォーム(23文字×46行)

※wordデータを開き、「表示タブ」から「グリッド線」にチェックを入れるとわかりやすくなります。

※余白部分を入れて、23文字×46行×2枚=2,116字、約2,000字書いていただくとぴったり1枚におさまりますので紙面の有効利用にご協力お願いいたします。

- ② FAXや手書きによる原稿は、できるだけご遠慮ください。データのご提出にご協力ください。

3. 原稿の締切日について

会報発行月の2ヶ月前の25日（午後5時必着）となります。（例：会報5月号の場合、3月25日）

4. 投稿原稿の採否について

投稿原稿の採否は会報委員会で決定します。採否の理由につきましては一切お応えできません。また、お預かりした原稿は採否にかかわらず返却いたしません。

5. 連載原稿をご希望の場合について

連載原稿については、投稿計画書案の提出をお願いする場合がございます。提出の際には余裕を持ってまず、事務局（電話052-931-4068）までお問い合わせください。

6. その他

- ① 投稿された原稿はできる限りそのまま掲載するよう努めますが、会報委員会において加筆、修正、削除等を行うことがあります。
- ② 掲載記事に関する質問、意見についてはお答えできません。
- ③ 研究論文、特別寄稿は会員個人の見解です。本会の公式見解ではありません。

◇ 本会ホームページでの『会報 あいち』PDF版掲載について ◇

「会報あいち」は、会員の皆様へ郵送でお届けしていると同時に、本会ホームページにPDF版でも掲載を行っています。（会員個人の業務使用以外のご利用、会員外への再配布は、これを禁止します。）

◇ 本会ホームページ内会員ページ閲覧のための会員登録がお済みでない方へ ◇

研修会、業務に関する情報など会員のみなさまにお届けしたい情報が掲載されています。早急に登録をお済ませください。

会員訪問記



中央支部 竹田 勲 会員

会報委員 中村 美帆子



初めに私が訪問記を書くにあたり、先輩の事務所を訪ねてお話を伺うという事で、とても緊張していました。そのような私の気持ちを汲み取っていただいたのか、とてもお気遣いいただき、お話を進めていくにつれ緊張も解け、短いながらも有意義な時間を過ごすことが出来ました。

竹田先生は中央支部で幹事や副支部長を歴任され、平成23年度より支部長を務められています。新年会や暑気払いや支部旅行などの支部行事では、大先輩の先生や新入会員の先生など分け隔てなく接してきて、持ち前の気さくなお人柄で場を盛り上げて下さっています。また愛知会の方でも理事を4年、広報部次長を2年、会報委員長を4年されており、現在は支部長会長をされています。この訪問記も会報委員長の時に書いたとお聞きしたので、今度バックナンバーを探して読んでみようと思いました。また、ADR手続実施者として、愛知会のADRにおいてもご活躍をされています。

事務所は名古屋の中心の中区にあり、皆さまお馴染みの中警察署の南の方にありました。大須までも近く、場所柄、大須にもお客様や友人がたくさんいらっしゃるの、普段からよく大須でお食事をされたり、打ち合わせをされているそうです。特に毎年秋に開催される、大須商店街の至る所で大道芸人が大道芸を練り広げる、大須大道町人祭は毎年欠かさ

ず観に行っていると仰っていました。

事務所の内部は、赤と黒を基調として椅子や応接セットを揃えられていて、来客の方もゆったりと打ち合わせができるような作りになっていました。

大学を卒業してからは商社に勤められ、その後お仕事の合間に勉強をされ、行政書士試験に合格されたそうです。

現在の主要業務は会社法務、医療・福祉関連の許認可申請、風俗営業許可申請の分野で、他にも永住許可申請・帰化許可申請などの国際関係や建設業の許可申請など多岐にわたり業務をされています。

「行政書士だから、基本的に行政書士業務は全般やります。」

というお言葉。その裏返しとして、相当の知識や法的思考力をお持ちであるようにお見受けしました。私も行政書士として、そのように胸を張って言い切れるように日々研鑽を積んでいこうと思いました。

そして最後に、行政書士としての仕事の基本としていることを一つ何かありますか、とお尋ねしたところ

「来ていただくのではなく、こちらから出向く」ということを心がけているそうです。その真意として「仕事に対する迅速な対応と業務を行う上で、きちんと相手のことを確認しに行く」ということだと感じました。

お忙しい中、急な取材依頼にも関わらず、ご丁寧にご対応いただき本当にありがとうございました。

これからも、中央支部や後進のためにご尽力をよろしくお願い致します。

支部だより

一宮
支部

平成25年度 第4回女性の会研修会開催

会報委員 林 麗子

日時 平成26年3月18日(火)
午前9時30分～午前11時40分
場所 ひかり計算センター
テーマ 『ここが知りたい年金の基礎知識 離婚分割・遺族年金・障害年金』
講師 佐々 貴紀先生(社労士)
出席者 7名



平成25年度最後の女性の会研修会は、名古屋から社労士の先生を迎え「年金の基礎知識」をテーマに行われました。3つのサブタイトルに分け、大変詳しい説明をして頂きました。

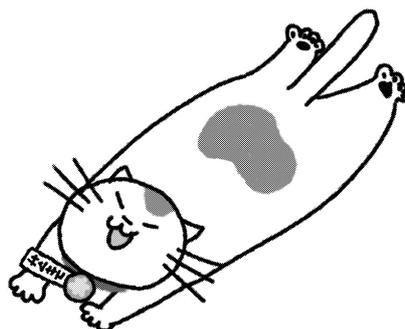
<離婚分割について>

対象は、厚生年金と共済年金のみです。婚姻期間中の年金記録の総額を分割する制度です。年金受給年齢になってから、夫が受給できる年金額の半分を妻が現金で貰えるわけではありません。また、必ずしも夫から妻へというわけではなく、多い者が少ない者に分割する制度です。

あまり知られていないことですが、離婚成立前であっても、年金事務所に「年金分割のための情報提供請求」をすることができます。50歳以上であれば、支給見込額の試算も行ってもらえます。分割可能な割合は、最大で2分の1です。原則的に、夫婦の話し合いで割合を決めるのであり、年金事務所が関与するものではありません。夫婦の話し合いで決まらない場合は、家庭裁判所での調停となります。

分割請求の手続に夫婦ふたりで行く場合は年金事務所備付けの「合意書」に記載すればよいのですが、単独で請求に行く場合は、分割の合意と按分割合が記された公正証書が必要となります。気をつけねばならないのが、年金の分割請求には時効があるということです。離婚成立から2年を過ぎると請求できなくなってしまいます。

離婚分割のみの報告となってしまいましたが、遺族年金や障害年金のお話についても、いくつかの質問が飛び交う活発な研修会となりました。



名南
支部

平成26年3月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日時 平成26年3月24日(月)
午後5時30分～午後7時
場所 石川行政書士事務所
3F セミナールーム
テーマ 『非嫡出子の相続分違憲決定（最高裁平25・
9・4決定 金融法務事情1978号37頁、判
例時報2197号10頁）について』
講師 山本 享市会員（名南支部）
出席者 12名

非嫡出子の相続割合が民法第900条の規定により嫡出子の2分の1の割合となっていることに関し、非嫡出子側が下級審から上告審に至るまで一貫して法の下での平等を欠くとする立場を主張し、平成25年9月4日の最高裁にて逆転勝訴となった判例の決定の研究と平成25年12月5日に民法一部改正の法律成立に関する解説がありました。

講師の山本享市会員は当該決定における行政書士の業務について「この最高裁決定とそれに基づくも民法改正について確かな知識を持っていることが大事である。また、行政書士の将来の司法参入に関し家裁手続きへの参入が模索されている。そのため家裁事件についての知識が必要である、と考へ……。」

（「 」は山本享一会員のレジメより）と述べられ、相続書類作成実務をより論理的かつ説得力のある業務向上と行政書士の地位向上・職務拡大には、法の論理と判例の理解は必要と理解し、最後に今回の事例以外の場合どのような問題が発生するかの質疑応答もありました。

名南
支部

新規事業 展開セミナー

名南支部 鰐部 伸一

日時 平成26年3月31日(月)
午後4時～午後6時45分
場所 石川行政書士事務所
3F セミナールーム
出席者 23名

今回の研修会は新入会員、新たな業務を考えている会員を対象に、下記の科目を15分から20分位の所要時間の中で、講師として業務を行っている会員及び専門業務部長より講義を受けました。

- 1 建設業許可申請と経営事項審査(中島光利会員)
- 2 風俗営業許可申請・飲食業許可・会社設立・定款(鰐部伸一会員)
- 3 産業廃棄物許可申請(鰐部伸一会員)
- 4 運輸交通関係(水谷宏会員)
- 5 土地利用関係(山本篤副支部長)
- 6 相続・遺言関係・戸籍謄本の見方(佐藤幸生会員)
- 7 記帳会計・給与計算代行(石川光男支部長)
- 8 成年後見(石川光男支部長)
- 9 国際業務関係(川津聖司会員)
- 10 質疑応答

各担当講師は自らの専門分野についての解説の序論だけではなく、許可申請の理論面にとどまらず、申請内容の変遷や依頼者に経営経験や技術者の証明や講習会の終了など許可申請の必須要件や業務の経験談など、実務面の解説もあり、各科目や研修終了直前にも講師と会員の質疑応答が活発になされました。セミナー終了後懇親会の席においても業務のオリエンテーションの入門・初級編のみではなく、中級編・上級編も、さらには書類作成に至る研修も具体例に基づき回を重ね、行政書士としてのスキルアップになる研修会の要請も出され、散会しました。

海部
支部

平成26年度定時総会

会報委員 太田 文安

日時 平成26年 4月12日(土)
午後 5時～午後 8時30分
場所 丸河（海部郡蟹江町）

出席者 29名



平成26年度海部支部定時総会が海部郡蟹江町の丸河で開催されました。

開会に先立ち、前年度物故会員の冥福を祈り、黙祷を捧げました。

総会は、村上昭太支部長の挨拶から始まり、来賓の山田高嗣会長、久野真技副会長、田宮章名誉会長からもそれぞれご挨拶をいただきました。

その後、定足数を確認し、議長に木下良一会員が選出され議事に入りました。

本総会直前に役員1名が体調不良を理由に辞任を申し出ていたため、急遽、支部長から支部役員一部改選の動議が提出されましたが、それも含め議案のすべてが満場一致で承認可決されました。途中、前年度事業報告書の一部に記載ミスがあったことを出席会員から指摘されたときは焦りましたが、それ以外は何事もなく、終始和やかな雰囲気の中議事は無事終了いたしました。

総会終了後は、出席者全員が別室に移動し、懇親会が開催されました。まずは、昭和36年1月に登録され、長年行政書士として活躍されてきた三輪正雄会員に乾杯の音頭をとっていただきました。続いて新入会員が一言ずつ挨拶した後は、日頃あまり会うことの少ない会員同士の会話にも花が咲き、会員相互の親睦が深められました。

名古屋
支部

常設無料相談会

会報委員 宇佐美 誠祥

日時 平成26年 4月15日(火)
午後 1時～午後 4時
場所 中村生涯学習センター

1階ロビー・2階フクロウの部屋

相談員 福田 隆彦、鬼頭 誠、宇佐美 誠祥
相談者 9組（10名）



名古屋支部は平成26年4月より平成27年3月まで中村生涯学習センターとの共催で無料相談会を開催します。

今回の相談会は共催後最初の相談会で、広報なごや中村区版（4月）に掲載されたこともあり、予想を上回る相談者がありました。当初は相談員2名で対応しておりましたが、時間内の対応が難しい状況となり、急遽、近隣の相談員に応援を要請し、対応しました。現在、支部役員が相談員として対応しておりますが、今後は支部会員からも相談員を募集していく予定です。

また、無料相談会の周知は下記の媒体にて行いました。

- ① 広報なごや中村区版（4月）
- ② 名古屋市中村生涯学習センター平成26年度講座のご案内（前期・後期）
- ③ 名古屋市ホームページ
「<http://www.city.nagoya.jp/nakamura/page/0000057986.html>」
- ④ 中村生涯学習センターでの案内の配布

今後は、相談会を通じて、市民及び地域社会への貢献並びに利便に資することができればと思っております。

東三
支部

第1回 アーカイブ研修会

会報委員 水野 悠

日 時 平成26年 4月19日(土)
午後1時～午後4時
場 所 愛知大学豊橋キャンパス 6号館
621教室
出席者 17名



豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市を管轄する東三支部は、名古屋から距離的に遠く、時間的にも本会研修会に参加したくてもままならない会員がいます。こういった会員の学ぶ意欲に応える目的で、昨年度から準備委員会を設置し、本年度からの本格稼働を目指してきた、東三支部の新しい試みが「アーカイブ研修会」です。

従来のDVD研修会と同様に、本会で行われた研修会のDVDの上映に加えて、その会場での質疑応答を加えることで、会員間の情報交換、切磋琢磨の場として機能していければとアーカイブ委員会では考えています。

そのような中、平成24年10月に本会で開催された「開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）」を題材として、4月19日、愛知大学豊橋キャンパスにて、平成26年度第1回アーカイブ研修会が行われました。

愛知県建築指導課の方を講師に迎え、80ページ近いレジュメを使っでの講義となっており、基礎からかなり専門的な部分まで網羅された内容で、DVD上映後は、アーカイブ委員会委員長の山本知史会員による補足説明もあり、開発許可に関する業務の初心者から、現在業務とされており確認の意味で参加された会員まで、非常に勉強になる研修となりました。

知多
支部

平成26年度 定時総会開催

会報委員 鈴木 みどり

日 時 平成26年 4月22日(火)
午後3時30分～
場 所 半田市福祉文化会館
会員総数 183名（4月1日現在）
出席者 125名（出席56名 委任状69名）



1. 開会の辞
2. 倫理綱領唱和
3. 支部長挨拶
4. 平成25年度慶祝金贈呈
5. 来賓祝辞
6. 議長選出
7. 議長挨拶
8. 議案
報告事項・平成25年度会務経過報告の件
審議事項
第1号議案 平成25年度会計決算報告の件
第2号議案 平成26年度事業計画案審議の件
第3号議案 平成26年度会計予算案審議の件
9. 新入会員紹介
10. 閉会の辞

開会に先立ち、平成25年4月にご逝去された常滑の伊奈五郎会員に黙祷を捧げた後、ご臨席下さった半田市 藤本哲史副市長、阿久比町 榊原俊彦総務部長と愛知県行政書士会 久野真枝副会長より祝辞のお言葉を頂きました。

その後、来賓を含む写真撮影ののち、議事が進行され、上程された議案に対し、質疑も滞りなく行われ、上記議案も異議なく可決承認されました。

総会終了後は、別席にて懇親会が開催され、多数の会員と来賓の皆様が参加し、親睦を深めることができました。

中央
支部

平成25年度第2回 運輸交通業務部会研修会

中央支部 大野 貴史

日 時 平成26年 4月24日(木)
午後 6時～午後 8時
場 所 愛知県行政書士会館 2階 A会議室
講 師 亀井 直美会員 (中央支部)
出席者 15名



今回は、「特殊車両通行許可申請について」をテーマとして、ワークショップ形式で、書面申請・オンライン申請の書類作成実務についての研修会を開催いたしました。

約2時間にわたる研修会では、道路法に基づく車両の制限、特殊車両の種類等の基礎的知識から車両の諸元表やデジタル地図の見方、通行経路表や申請経路図の作成等の実務に直結した内容まで、資料に沿った分かりやすい説明をいただき、参加者はメモを取りながら真剣な眼差しで聞き入っていました。

また、ワークショップ形式としたことで、その都度疑問点に対する率直なご回答をいただくこともでき、実務に即した質疑応答も多く、活発に意見交換がなされ、今後の業務に有益な情報が多く得られた充実した研修会となりました。

昭和
支部

平成26年度定時総会

会報委員 平澤 正幸

日 時 平成26年 4月26日(土)
午後 3時～午後 4時50分
場 所 ローズコートホテル



今年度の総会は愛知会の山田会長をお招きして上記の日程で行われ、当日出席者46名、委任状はがき67名の113名(会員152名)の74%の出席で総会は成立し、第1号議案から第4号議案まで審議が進められ、賛成多数で成立することができました。

質疑応答もスムーズに進み、ほぼ予定通りの時間で無事終了することができました。

その後の懇親会も当日出席者のほぼ全員の45名が参加され、途中ビンゴゲームなども行い、多数の方が最後まで残っておられました。

料理の方も去年より評判が良かったようです。

尾北
支部

平成26年度 定時総会開催

会報委員 伊藤 千勢

日時 平成26年 4月26日(土)
午後 4時～午後 5時30分
場所 江南市民文化会館 2階第 2会議室

出席者35名 委任状50名 合計85名



上記の日時において、平成26年度定時総会が開催されました。

伊代田誠二支部長の挨拶では、「雑用」という言葉について「雑にやるから雑用なのだ」とのお話があり、同じ業務でも誠実に取り組むことの大切さを教えていただきました。

お忙しい中、来賓として4名の県会議員にご臨席いただき、代表して奥村悠二様にお祝いの言葉をいただきました。11ページに及ぶ資料もご用意いただき、愛知県の特に郡部における問題点等をお話いただきました。

その後、今枝良幸会員が議長に選出され、議事に入りました。

- 議題
- 1 平成25年度事業報告・収支決算承認の件
 - 2 平成26年度事業計画（案）承認の件
 - 3 平成26年度収支予算（案）承認の件
 - 4 支部規則の一部改正の件

今年度より支部のHPが開設されたため、事前に議案書がアップされました。活発な質疑応答を経て、慎重審議の結果、全議案とも可決承認されました。

本会からは、昨年に引き続き、前田望副会長がご出席くださり、お祝いの言葉をいただきました。

総会終了後は、別席にて懇親会が開催され、多数の会員、来賓の皆様が参加され、和やかな雰囲気の中、親睦を深めることができました。

名南
支部

建設業界の現状

名南支部 鰐部 伸一

日時 平成26年 4月28日
午後 5時～午後 7時
場所 石川行政書士事務所 3Fセミナールーム
講師 木村 正彦会員（名南支部）
出席者 15名



平成26年4月支部研修会は建設業会の現状に詳しい木村会員に講師をお願いし、建設関連の業務や技術士としての見解を交えた講義であった。

建設業の許可申請書や経営事項審査書類作成に際して、建設業の現状、各業種などをよく理解した作成が必要である。各申請書の各項目は何故記載されるのかも考慮して記載すべきであり、経営事項審査での点数にいかんにか反映できるかを考慮して欲しいとの事。

財務諸表作成には、建設業独自の勘定科目、分類があるので、よりの確な表示の会計処理が必要である。講義の後、質疑応答・討論もありました。

2時間の研修後、懇親会の会場においても、さらに具体的な質問・議論もあり、行政書士として日々研鑽を重ね、専門家としての資質の向上に努めるべき旨を話し、散会した。

一宮
支部

平成26年度 定時総会開催

会報委員 林 麗子

日 時 平成26年 5月 9日(金)

午後 3時～午後 5時

場 所 尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 2階大会議室

個人会員総数 171名 法人会員総数 2

出席者 57名



本年度の一宮支部定時総会は、駅前 i-ビルの大会議室で行われました。司会は今年も内藤広子幹事が務められ、佐藤令幹事の開会宣言で始まりました。伊藤功治幹事による行政書士倫理綱領唱和、増田支部長の挨拶に続き、本会からの来賓である西堀副会長が壇上に立たれました。議長には川添広会員が選出され、第1号議案の25年度事業報告、同じく第2号議案である収支決算報告書の承認が全会一致でなされました。

第3号議案である、本年度の事業計画案は以下のとおり承認されました。

1) 会員業務倫理の確立、コンプライアンスの推

進への対応

- 2) 本会活動行事、および本会・連合会の主催する研修会等への積極的参加
- 3) 会員の資質向上を図るための研修会の開催および支部業務部会への支援体制の充実を図るとともに、他支部他団体との情報交換、研修への相互参加を勧める
- 4) 関係官公署との連携の強化と、広報活動の充実
- 5) 支部会員親睦活動の充実、地域社会活動への積極的参加

これらは支部長挨拶においても語られ、中でも「仕事への前向きな謙虚さを持てるように」という言葉がとても印象に残りました。

閉会後は7階のシビックホールに場を移しての懇親会が行われ、わたくし林麗子が拙い初司会を務めさせて頂きました。

〈来賓〉

- | | |
|-------------|-----------------|
| 衆議院議員 | 杉本 和巳様 |
| | 江崎 鉄磨様 (代理出席) |
| 愛知県議会議員 | 岩村 進次様 |
| | 吉田 真人様 |
| | 鈴木 純様 |
| 一宮市議会議員 | 服部 修寛様 |
| | 渡辺 之良様 |
| | 和田彌一郎様 (一宮支部会員) |
| 愛知県行政書士会副会長 | 西堀 俊徳 |

来賓の方々もお時間の許す限り参加して下さり、会員とともに和やかな時間を過ごすことができました。

東三
支部

平成26年度定時総会

会報委員 水野 悠

日 時 平成26年 5月 9日(金)
午後 3時30分～午後 5時30分
場 所 ホテルアソシア豊橋

出席者 100名



5月9日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部平成26年度定時総会が開催されました。

市川雅敏支部長はじめ、支部役員のみなさまの尽力もあり、100名ちょうどと非常に多数の会員が参加しました。

市川支部長、本会山田会長の挨拶に続き、ご来賓のみなさまから祝辞をいただきました。

その後、議長に伏木勇会員、副議長に山田英二会員を選出し、以下の順に議事進行いたしました。

第1号議案 平成25年度 会務経過報告の件

第2号議案 平成25年度 収支決算承認の件
(監査報告)

第3号議案 平成26年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 平成26年度収支予算(案)承認の件

第5号議案 各業務部会報告

いずれの議案についても滞りなく進み、質問が出ることはありませんでした。

また、総会及びさらに多くのご来賓のみなさまを交えた総会後の懇親会において、3月をもって勇退された元東三支部支部長の中尾勝一会員への感謝と敬意に溢れた、心温まるセレモニーが催されました。

今後の支部の方向を決める総会は、出来る限り多くの会員が参加し、会員全員が協力していけるようにしていきたいと思えます。

岡崎
支部

平成26年度 定時総会開催

会報委員 伊東 毅

日 時 平成26年 5月10日(土)
午前10時30分～正午
場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室
会員総数 186名
出席者数 140名(内訳 当日出席28名 委任状112名)



平成26年度の岡崎支部総会が開催され、橋本副支部長の開会の辞で始まりました。

支部長挨拶では、島津達雄支部長より「行政書士の役割及び業務を市民に対してより認知してもらうため、無料相談会などを通して広報活動を継続していく」との力強いメッセージがありました。

次いで山田高嗣会長より来賓あいさつを頂きました。山田会長からは、行政書士をとりまく様々な課題について、また愛知県行政書士会のホームページの会員ページにおいて、オンデマンド研修を実施していることなどのお話がありました。どこからでもパソコンなどにより、本会で実施された研修を見られるようになっているので、積極的に利用して欲しいとのことです。

続いて澤入敏治会員が議長に選出され、議事に入りました。昨年度の会務報告・決算報告書及び今年度の事業計画案・予算案は、滞りなく承認されました。

総会終了後の懇親会では、内田康宏岡崎市長、青山周平衆議院議員、中根康浩衆議院議員、重徳和彦衆議院議員より祝辞を頂きました。和やかな懇談の中、親睦を深めることができました。

📎
碧海
支部

平成26年度（第14期） 定時総会報告

会報委員 高野 正也

日時 平成26年 5月14日(水)
午後 3時30分～午後 7時
場所 衣浦グランドホテル 3階 雲竜
会員数 168名（平成26年 3月31日現在）
出席数 128名（当日出席49名 有効委任状数79名）
来賓数 11名



浅岡洋隆会員の司会のもと、小林哲三副支部長の開会宣言により定時総会が行われました。

開会に先立ち、物故会員に対する黙祷が捧げられた後、議長に重鎮の森田英二会員が選出され下記議事も異議なく可決されました。

審議事項

平成25年度会務経過報告の件

平成25年度会計決算報告並びに財産目録承認の件

平成26年度事業計画（案）承認の件

平成26年度会計予算（案）承認の件

審議終了後、来賓としてご臨席いただいた地元碧南市から禰宜田政信市長、本会からは久野真技副会長の祝辞を頂戴し、続いて祝電が披露されました。

その後別室にて懇親会が行われ、新規会員の自己紹介があり、自然解散となりました。

支部会員に配布された総会資料（P.11 P.12）に支部からのお知らせ事項がありますので、今回欠席された会員の方々は一度目をお通しいただきますようお願いいたします。

📎
西北
支部

平成26年度 支部総会開催

会報委員 丹所 美紀

日時 平成26年 5月16日(金)
午後 4時30分～午後 8時
場所 レセプションハウス 名古屋通信会館
出席者 102名（当日出席29名 委任状出席73名）



平成26年度の西北支部の総会が開催されました。西堀幹事による司会進行のもと、物故会員へ黙とうを捧げ、総会が開会されました。本会からは榎野副会長がお越し下さり、祝辞を賜りました。その後、議長に杉野幹事が選出され議事に入りました。議案は以下のとおりでした。

第1号議案 平成25年度事業経過報告

第2号議案 平成25年度会計決算報告承認の件

第3号議案 平成26年度事業計（案）承認の件

第4号議案 平成26年度収支予算（案）承認の件

まず第1号議案および第2号議案について、村瀬支部長、黒澤副支部長、吉川会計幹事より報告があり、質疑応答の後で審議が行われました。

続いて第3号議案および第4号議案について、同様に提案説明がありました。質疑応答の際、様々なご要望やご意見があがり、活発な議論がなされました。5分間の休憩を挟んで審議が行われ、円滑に総会が終了しました。

総会終了後は別室に移動して懇親会が開催されました。日頃ご支援下さっている議員の方々より祝辞をいただいた後、祝宴が始まりました。終始和やかな雰囲気では会場内は出席者の笑顔であふれていました。普段はなかなかお目にかかる機会のない来賓の方々や支部会員との親睦を深められ、充実した時間を過ごすことができました。総会の事前準備にご尽力下さった役員の方々には心より御礼申し上げます。

豊田
支部

平成26年度 定時支部総会開催

会報委員 杉浦 美紀

日時 平成26年 5月16日(金)
午後 2時45分～午後 5時
場所 豊田産業文化センター 小ホール
会員総数 141名 法人会員 1法人
出席者数 88名 (内訳 当日出席53名 委任状35名)



平成26年度豊田支部定時総会が、田中宏美会員司会進行のもと行われました。榊原豊久副支部長の開会の言葉で始まり、稲垣勝康支部長の挨拶では、私達「行政書士」の知名度はある程度上がってきたことと思われるが、具体的業務内容についての認知はまだ足りず、他士業からは専門性に欠けるとの見方があります。これらの問題を解消していくことが私達の未来に繋げるための作業であると考え、今年度はこの作業を追求することを継続してまいります。皆様のお力添えを宜しくお願いいたしますとお言葉を頂きました。

本会からは久野真枝愛知県行政書士会副会長が登場し、山田高嗣会長の祝辞及び事業報告について代読、ご挨拶頂きました。

議長に池田達治会員が選出され、議事録作成者に佐藤玲央磨会員、議事録署名者に、山口博司会員、浅井洋和会員が指名されました。

議案は和やかな雰囲気の中、満場一致で承認されました。その後新入会員の紹介があった後、今回は初めて日本全国や世界で活躍する大道芸人「PERFORMER YAHA」さんによる、バルーンパフォーマンス、バランス芸、ジャグリング等の大道芸を鑑賞し、楽しいひとときを過ごしました。ご出席頂いた来賓の方に祝辞を賜り、小笠原輝美副支部長の閉会の言葉で終了しました。

総会後は懇親会が開かれ、会員相互の親睦が深められました。

中央
支部

平成26年度 定時総会開催

中央支部 中村 美帆子

日時 平成26年 5月17日(土)
午後 5時～午後 8時
場所 ANAクラウンプラザホテル
グランコート名古屋 5階



去る5月17日、平成26年度中央支部定時総会が開催されました。

定刻、神崎寛会員の司会のもと、早川忠副支部長の開会のことばに始まり、次に物故会員への黙祷が捧げられました。そして、竹田勲支部長からの挨拶の後、来賓の山田高嗣会長からご祝辞をいただきました。

続いて、議長に仙石秀久会員、副議長に飛弾良也会員が選出されました。議長による議事録署名人二名の指名があり、議案の審議に入りました。

- 第1号議案 平成25年度会務報告承認の件
- 第2号議案 平成25年度決算報告承認の件
- 第3号議案 平成26年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 平成26年度事業予算(案)承認の件
- 第5号議案 支部幹事追加選任(案)承認の件

以上の議案が上程され、質疑も滞りなく行われ、満場一致にて全ての議案が原案通り可決承認されました。

総会終了後は会場を移し懇親会が開催されました。山田高嗣会長には引き続きご参加いただき、東郷てつや衆議院議員、古川元久衆議院議員、大塚耕平参議院議員、安井美沙子参議院議員にも来賓としてご臨席賜りました。

中央支部の更なる発展を祈念して、沖本一三会員の乾杯のご発声で祝宴が始まり、終始賑やかな雰囲気の中歓談が行われました。

まだまだ話も尽きない様子でしたが、最後は西川剛史副会長の見事な関東一本締めによる中締めで盛会裏に終わりました。

名古屋
支部

平成26年度 定時総会報告

支部長 竹内 弘幸

日 時 平成26年 5月17日(土)

午後 3時30分～午後 5時

場 所 名鉄ニューグランドホテル7階 扇の間

出席者 29名



平成26年度の名古屋支部定時総会は、3年連続で名鉄ニューグランドホテルにて、行われました。来賓として本会から椰野公明副会長にご出席頂き、定刻の午後3時30分に司会の成瀬良二副支部長の発声で総会がスタートしました。

総会に先立ち、平成25年度中にご逝去された会員に対して、出席会員により黙とうがささげられました。

総会は、牧野昌浩副支部長の開会宣言で開始され

ました。その後支部長、来賓の椰野副会長あいさつに続き、総会の議長、議事録署名人を選出し、議長に大内田省吾会員、議事録署名人には久田徹会員、宇佐美誠祥会員の二人が指名され、就任しました。

議長より、個人会員159会員、会場出席29会員、委任状出席49会員で、78会員の出席の確認があり、この総会は定足数（所属会員の4分の1の40会員）を満たしており、総会の成立が宣言されました。

上程された議案は以下のとおりです。

第1号議案：平成25年度活動報告

第2号議案：平成25年度決算報告

第3号議案：平成26年度活動方針案

第4号議案：平成26年度予算案

第5号議案：名古屋支部役員推薦委員選任の件

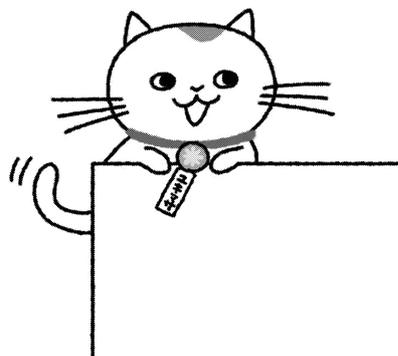
上程された議案に対しては、出席した会員からはいくつかの質問や要望が出されました。質疑は滞りなく行われ、上程された議案は全て原案通り可決、承認されました。

長谷川圭副支部長の閉会宣言で、総会は終了しました。

その後、出席した5人の平成25年度新入会員の自己紹介がありました。

また、会場の前方に先ほど選任された推薦委員が集合し、第1回名古屋支部役員推薦委員会が開催され、委員長に志治広和委員、副委員長に六鹿貢委員が互選されました。

例年通り、午後5時30分より別会場にて、懇親会が行われました。



尾張支部

平成26年度定時総会

尾張支部 武田 守

日時 平成26年 5月17日(土)
午後 4時～
場所 ホテルプラザ勝川

出席者 35名



愛知県行政書士会尾張支部の定時総会が開催され西脇支部長の挨拶、御来賓の愛知県行政書士会会長代理久野真技副会長の祝辞のあと議長選出、議事録署名人選出、平成25年度会員状況・活動報告と続き、議案審議にはいりました。

【議案】

第1号議案 平成25年度決算報告、監査報告承認の件

第2号議案 平成26年度活動方針案承認の件

第3号議案 平成26年度予算案承認の件

以上の議案が上程され、審議の上、滞りなく可決されました。その後意見交換がなされ、定刻通り終了しました。

中央支部

第一回 法人経營業務部会研修会

中央支部 中村 美帆子

日時 平成26年 5月23日(金)
午後 6時～午後 8時
場所 愛知県行政書士会館 二階 AB会議室
講師 竹内 浩二 会員(中央支部)
出席者 21名



今回は中央支部の法人経営部会長の竹内浩二会員を講師に迎え、初心者向けに「酒類販売免許申請について」をテーマに、実務経験に基づき主に以下の3つの免許について講義をしていただきました。

- 1、一般酒類小売業免許
- 2、通信販売酒類小売業免許
- 3、酒類卸売業免許

まずは、要件・実務の流れについて、申請書類提出先である税務署の様子も踏まえてお話いただきました。それから、申請書類一覧表を確認しながら、申請書類の中でも特に間違えやすいポイントに絞って、添付書類の内容と共に申請書類の作成の仕方を解説していただきました。

これらの免許の中でも特に「酒類卸売業免許」の中の「全酒類卸売業免許」と「ビール卸売業免許」は他の免許と違い、要件さえそろえば免許が取れるものではないため、より慎重に取り組む必要があるとのことでした。

申請の手引にも載っていないような内容まで詳しくご説明いただき、本研修会に参加された方にとっては、有意義な研修会になりました。

「酒類販売免許申請はチャンスがあればチャレンジをする価値はあるので、ぜひ前向きに受託してみてください。」という講師からのメッセージで、研修会は締めくくられました。

事務局だより

■平成26年 4 月

1日(火)	ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
2日(水)	届出済行政書士管理委員会開催 国際・私法部業務相談会開催
4日(金)	部長会開催
7日(月)	決算・予算打合せ開催
8日(火)	本会常設無料相談会参加
9日(水)	会報委員会(5月号編集)開催 山田会長、増田支部長、今川会員 日本政策金融公庫一宮支店調印式出席
10日(木)	仙石常務理事 東海財務局中国経済の現状と課題セミナー参加 西川・西堀副会長、伊藤次長 名古屋入管申取届出
11日(金)	西川副会長 日行連申取事務研修、管理委員会出席 経理部会開催
12日(土)	名城大学院科目履修 刑事法Ⅲ開催
14日(月)	部長会開催 監査会開催 政連財務委員会開催 政連監査会開催 ADR第0005号事案第1回開催 前田副会長、子安常務理事 日本国際協力センター来会応対
15日(火)	ADR手続説明会開催
16日(水)	会報委員会(5月号校正)開催 新規経審要員養成講座開催 コスモスあいち管轄長会開催
17日(木)	登録申請説明会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 法務部会開催
18日(金)	届出済行政書士管理委員会指定研修会開催 山田会長、西川副会長、浅井常務理事、早川次長 県建設業不動産課打合せ
19日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅰ開催
21日(月)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
22日(火)	山田会長 日行連常任理事会出席
23日(水)	山田会長 日行連常任理事会、理事会出席
24日(木)	山田会長 日行連理事会出席 西川幹事長 日政連幹事会出席 山田会長、西川幹事長 志帥会参加 コスモスあいち研修会開催

事務局だより

25日(金)	西川幹事長 日政連幹事会出席 広報部会開催 コスモス業務管理部会開催
26日(土)	名城大学院科目履修 刑事法Ⅲ開催
28日(月)	西川・西堀副会長 名古屋入管打合せ

■平成26年 5 月

1日(木)	山田会長、西堀・西川副会長、熊田局長 県法務文書課訪問
7日(水)	届出済行政書士管理委員会開催 法人経営部書類作成相談会開催
8日(木)	部長会開催 前田副会長、子安常務理事、岩田職員 名古屋市役所市民経済局公聴課訪問
9日(金)	コスモス支部長会開催
10日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅰ開催
12日(月)	西川・西堀副会長、伊藤次長 名古屋入管申取届出
13日(火)	本会常設無料相談会開催
14日(水)	総会・大会運営委員会[第1回]開催 新規経審要員養成講座開催
16日(金)	西川副会長 日行連申取実務研修、管理委員会出席
19日(月)	苦情対応委員会開催 河村たかし市長「世界一ナゴヤを語る会」参加
20日(火)	登録申請説明会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 ADR手続説明会開催
21日(水)	運輸交通部業務相談会開催 新規経審要員養成講座 山田会長、熊田局長 入管・県法務文書課訪問 久野副会長、仙石常務理事、岩田職員 日本政策金融公庫名古屋支店訪問 久野副会長、蟹江・仙石常務理事、岩田職員 東海財務局訪問
22日(木)	建設環境部会開催 前田副会長、子安常務理事、岩田職員 名古屋国際センター広報情報課訪問
26日(月)	総会・大会運営委員会[第2回]開催 正副会長会開催 政連打合せ会開催 大村ひであき政経セミナー参加
27日(火)	会報委員会(7月号編集)開催
28日(水)	部長会開催
30日(金)	平成26年度第64期定時総会、定期大会開催 部長会開催 総会・大会運営委員会[第3回]開催
31日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅰ開催



会 | 員 | の | 動 | 向

平成26年 5月25日現在

個人会員数 2,720人
法人会員数 18法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第14190558号
会員番号 第5311号
入会年月日 平成26年 4月 2日
氏名 橋本 直樹

事務所 トラスト行政書士事務所
名古屋市千種区堀割町1丁目54番地の2 三旺マンション第2号玉山204
電話番号 050-3690-7588 所属支部 中央



登録番号 第14190562号
会員番号 第5315号
入会年月日 平成26年 4月 2日
氏名 藤本 浩志

事務所 ふじ行政書士事務所
岡崎市欠町字三田田南通1番地1 坂口ビル202号
電話番号 070-5252-0942 所属支部 岡崎



登録番号 第14190559号
会員番号 第5312号
入会年月日 平成26年 4月 2日
氏名 遠山 真人

事務所 遠山行政書士事務所
名古屋市千種区富士見台4丁目36番地の1
電話番号 052-711-6265 所属支部 中央



登録番号 第14190959号
会員番号 第5316号
入会年月日 平成26年 5月 1日
氏名 松田 薫

事務所 松田薫行政書士事務所
名古屋市中区大須一丁目25番14号 シャンポール大須207号
電話番号 090-6140-6496 所属支部 中央



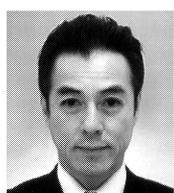
登録番号 第14190560号
会員番号 第5313号
入会年月日 平成26年 4月 2日
氏名 伊藤 寛

事務所 伊藤寛法務行政書士事務所
名古屋市昭和区福江一丁目25番25号
電話番号 052-871-2155 所属支部 昭和



登録番号 第14190960号
会員番号 第5317号
入会年月日 平成26年 5月 1日
氏名 ステパンツォフ 則子

事務所 E L G 国際行政書士事務所
名古屋市中区錦一丁目5番11号 名古屋伊藤忠ビル4階
電話番号 052-700-9923 所属支部 中央



登録番号 第14190561号
会員番号 第5314号
入会年月日 平成26年 4月 2日
氏名 藤井 義大

事務所 藤井行政書士事務所
名古屋市昭和区狭間町12番地の3
電話番号 052-732-2775 所属支部 昭和



登録番号 第14190961号
会員番号 第5318号
入会年月日 平成26年 5月 1日
氏名 榎本 剛

事務所 行政書士榎本事務所
名古屋市西区那古野二丁目18番7号
電話番号 052-589-2331 所属支部 西北

会員の動向



登録番号 第14190962号
会員番号 第5319号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 相武 英

事務所 相武行政書士事務所
名古屋市中村区則武二丁目3番2号 サンオフィス名古屋5階552号室
電話番号 052-485-8369 所属支部 名古屋



登録番号 第14190967号
会員番号 第5324号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 小川 和則

事務所 行政書士おがわ事務所
小牧市大字本庄字一ツ木1204番地1 2階
電話番号 0568-78-7011 所属支部 尾張



登録番号 第14190963号
会員番号 第5320号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 笹田 明夫

事務所 行政書士笹田明夫事務所
名古屋市瑞穂区東栄町5丁目6番地の2
電話番号 052-841-0532 所属支部 名南



登録番号 第14190968号
会員番号 第5325号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 万年 良宜

事務所 万年行政書士事務所
一宮市大和町妙興寺字高畑28番地2
電話番号 0586-44-6880 所属支部 一宮



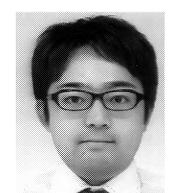
登録番号 第14190964号
会員番号 第5321号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 森 俊樹

事務所 行政書士名古屋森法務事務所
名古屋市南区平子一丁目2番14号
電話番号 052-824-8637 所属支部 名南



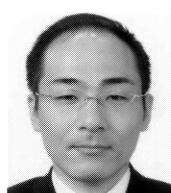
登録番号 第14190969号
会員番号 第5326号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 弓削 慶幸

事務所 行政書士弓削事務所
弥富市椋場二丁目366番地
電話番号 0567-56-5552 所属支部 海部



登録番号 第14190965号
会員番号 第5322号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 各務 将央

事務所 行政書士各務将央事務所
名古屋市南区汐田町6番18号
電話番号 052-822-1131 所属支部 名南



登録番号 第14190970号
会員番号 第5327号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 山田 裕貴

事務所 山田裕貴行政書士事務所
弥富市鯛浦町西前新田73番地22
電話番号 0567-69-6186 所属支部 海部



登録番号 第14190966号
会員番号 第5323号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 谷 茂

事務所 第八行政書士事務所
名古屋市熱田区六番二丁目9番23号 六番町ハイツ604号
電話番号 052-653-3215 所属支部 名南



登録番号 第14190971号
会員番号 第5328号
入会年月日 平成26年5月1日
氏名 牛田 智之

事務所 行政書士ウシガトモユキ事務所
稲沢市北麻績町郷内15番地1
電話番号 090-8950-5999 所属支部 一宮



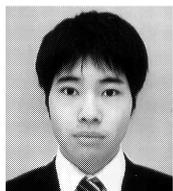
登録番号 第14190972号
 会員番号 第5329号
 入会年月日 平成26年5月1日
 氏名 中井 多聞

事務所 行政書士中井多聞事務所
 知多郡東浦町大字緒川字八郎兵衛18番地の2
 電話番号 0562-83-1291 所属支部 知多



登録番号 第14190977号
 会員番号 第5334号
 入会年月日 平成26年5月1日
 氏名 木下 貴雄

事務所 行政書士木下事務所
 豊橋市大崎町字出口58番地の2
 電話番号 0532-26-2401 所属支部 東三



登録番号 第14190973号
 会員番号 第5330号
 入会年月日 平成26年5月1日
 氏名 小玉 恭輔

事務所 行政書士野川英樹事務所
 額田郡幸田町大字菱池字山ノ郷67番地
 電話番号 0564-63-6778 所属支部 岡崎



登録番号 第14190978号
 会員番号 第5335号
 入会年月日 平成26年5月1日
 氏名 小濱 史裕

事務所 行政書士小濱法務事務所
 岡崎市城北町6番地12
 電話番号 0564-25-0195 所属支部 岡崎



登録番号 第14190974号
 会員番号 第5331号
 入会年月日 平成26年5月1日
 氏名 永田 貴治

事務所 ハッピー行政書士事務所
 豊田市宮口町2丁目87番地
 電話番号 0565-78-6202 所属支部 豊田



登録番号 第14190979号
 会員番号 第5336号
 入会年月日 平成26年5月1日
 氏名 中村 さつき

事務所 さつき行政書士事務所
 日進市竹の山五丁目2204番地
 電話番号 0561-75-6076 所属支部 昭和



登録番号 第14190975号
 会員番号 第5332号
 入会年月日 平成26年5月1日
 氏名 岡田 厚子

事務所 行政書士岡田事務所
 豊田市下佐切町広畑18番地
 電話番号 0565-49-1320 所属支部 豊田



登録番号 第14190980号
 会員番号 第5337号
 入会年月日 平成26年5月1日
 氏名 西岡 貴史

事務所 西岡行政書士事務所
 名古屋市天白区八事天道912番地
 電話番号 052-832-1597 所属支部 昭和



登録番号 第14190976号
 会員番号 第5333号
 入会年月日 平成26年5月1日
 氏名 平山 晃史

事務所 行政書士平山事務所
 碧南市霞浦町3丁目96番地
 電話番号 080-4228-0533 所属支部 碧海

会員の事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
尾張	稲垣 紀光			0568-51-8658	事務所電話番号
知多	林 雅弘 行政書士林雅弘事務所	常滑市字古社16番地の2	479-0043	0569-47-8011	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	出原 資子 行政書士出原資子事務所	名古屋市天白区原四丁目1715番地 ジョイフル原Ⅲ203号	468-0015	090-6619-3966	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
尾北	澤木 平治 澤木行政書士事務所	江南市今市場町秋津258番地2	483-8181	0587-55-0185	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
知多	刈田 一郎 行政書士刈田事務所	半田市桐ヶ丘5丁目102番地の18	475-0928		事務所名称、 事務所所在地
昭和	森本 雄一 行政書士名古屋ビクトリー法務事務所				事務所名称
中央	杉原 敬之			052-725-8821	事務所電話番号
名古屋	外山 玲那	名古屋市中村区椿町21番2号 第2太閤ビル10階	453-0015		事務所所在地
碧海	石川 貴志	安城市東栄町6丁目22番地11 ロイヤルスクエア7D	446-0007		事務所所在地
中央	澤田 隼人	名古屋市中区錦一丁目17番13号 名興ビルディング2階	460-0003		事務所所在地
名南	山田 充 行政書士あらたま法務事務所			052-710-9947	事務所名称、 事務所電話番号
西北	砂田 達也			050-7503-5271	事務所電話番号
名古屋	穂波 正弘	名古屋市港区十一屋三丁目154番地 ドウエル十一屋201号	455-0831	052-383-7010	事務所所在地、 事務所電話番号
東三	佐藤 智	豊橋市大脇町字大脇ノ谷74番地287	441-3102	090-5627-4766	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	佐野 正典			050-3576-1155	事務所電話番号
中央	鹿島 均 A S K 行政書士事務所	名古屋市東区矢田一丁目3番11号	461-0040	052-721-0240	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東名	鳴瀧 みよ子	長久手市西原山1番地1 セントアース409号	480-1138		事務所所在地
西北	加藤 陽平 名古屋国際行政書士事務所	名古屋市西区兎玉一丁目11番24号 バンベール浄心201号	451-0066		事務所名称、 事務所所在地

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名古屋	大隅 浩一	名古屋市東区露橋2丁目7番15号 1B	454-0022		事務所所在地
名南	酒井 英雄	名古屋市瑞穂区苗代町10番20号	467-0841		事務所名称、事務所所在地
	行政書士酒井事務所				
西北	鈴木 貴善			052-325-4921	事務所電話番号、事務所名称
	なごの行政書士事務所				
昭和	伊藤 寛			052-871-2155	事務所電話番号

法人会員の変更案内

法人番号 第0501201号
 会員番号 第H3号
 名称 東名行政書士法人
 社員名 小林 愛子
 所属支部 中央
 変更事由 社員の加入

退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
一宮	加藤 和孝	平成26年4月20日
中央	加島 道明	平成26年4月30日
中央	石川 成夫	平成26年4月30日
西北	浅野 好章	平成26年4月30日
尾北	平尾 雅生	平成26年4月30日
知多	美和 秀紀	平成26年4月30日
中央	山田 潤	平成26年5月12日

ご逝去会員のお知らせ

東三支部 伊藤 進 会員 平成26年4月2日ご逝去 (享年73歳)

尾北支部 直井 昭典 会員 平成26年4月9日ご逝去 (享年64歳)

西北支部 関谷 弘志 会員 平成26年4月16日ご逝去 (享年71歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 山田 高嗣

コスモス **Cosmos** ＊

愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌

2014年7月号

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

特別研修「死後の事務」の開催について

趣 旨：成年後見の実務を行う上で、被後見人等の死後に後見人等が行う事務について、多くの会員が疑問を感じ、困惑を覚えているといわれております。したがって、実務経験豊富な講師による研修を行い、会員の皆様が実務で直面した際に戸惑わないよう死後の事務について十分にご理解していただく場とします。

日 時 平成26年7月28日(月)
午後1時30分～午後4時30分 特別研修
午後5時 ～午後7時 懇親会

場 所 ウィンクあいち
愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38
TEL 052-571-6131
<http://www.winc-aichi.jp>

講 師 糸業務執行理事兼研修相談委員長

受講料 4,000円 (コスモス会員 2,000円)

懇親会費 4,000円 (当日支払い)

申込及び受講料振込期限 7月14日(月)

※申込方法

コスモス会員の方

会員専用ログインページにログインしていただき、イベントリストから本研修を選び、所定の申込書をご記入の上、コスモス本部宛にFAX (050-3156-1646) をお願いします。

コスモス非会員の方

各都道府県行政書士会に非会員用の申込書がございます。ご所属の都道府県行政書士からご入手し、ご記入の上、コスモス本部宛にFAX (050-3156-1646) をお願いします。

もし、ご入手できない場合には、コスモス本部宛にメールinfo@cosmos-sc.or.jpまでご連絡ください。

市民公開セミナー & 無料相談会開催報告

日 時 平成26年 4月24日(木)
午後 1時30分～午後 4時10分
場 所 尾張一宮駅前 iビル 2階 大会議室
テーマ 『知っておきたい老後のための法的制度』
講 師 澤田 隼人 相談部長
参加人数 公開セミナー39名 無料相談会 8件
相談員 増田ちづ子 支部長、平松里香 副支部長、
澤田隼人 相談部長、西堀俊徳 名古屋管轄長、
伊藤功治 会員



4月24日(木)尾張一宮駅前 iビルにて市民公開セミナー・無料相談会を開催しました。当日は39名の方がセミナーに参加され、市民の方の関心の高さがうかがえました。また、同日開催された無料相談会では、成年後見制度をはじめ、遺言・相続に関する相談が多数あり、大変盛況でした。

研修会開催報告

日 時 平成26年 4月24日(木)
午後 2時～午後 4時
場 所 愛知県行政書士会館 3階 ABC会議室
テーマ 『成年後見業務に必要な税の知識』
講 師 安田信治税理士事務所 税理士 安田信治 氏
参加人数 35名



成年後見業務において、私たちが知っておくべき税金の仕組みを、相続税・贈与税の改正ポイントと共に、実務経験豊富な講師が、分かりやすく講義していただきました。

成年後見業務同行等実務体験を希望する会員の方へ

日々の後見業務内容について、具体的にどのような事を行うか、現在受任をしている会員と被後見人の入所施設への同行訪問、財産管理等の実務体験を希望する会員を募集しています。

希望する会員の方は、下記会員まで連絡してください。

平松 里香副支部長、内藤 広子業務管理部長

業務報告書について

コスモスあいち 業務管理部

業務報告書が、昨年12月9日に改訂されましたが、提出チェックシートを添付していない例が見受けられます。1案件ごとに提出の程、宜しくお願ひ致します。

コスモス会員ホームページ (<http://cosmos-sc.smartcore.jp/>) 業務管理規則の様式よりダウンロードできます。

政連コーナー

平成26年度日本行政書士政治連盟愛知会定期大会

日 時 平成26年 5月30日(金)
午後 4時35分から午後 5時20分
場 所 キャッスルプラザ 4階
鳳凰の間



平成26年度の日本行政書士政治連盟愛知会定期大会が上記の日程で開催されました。

河本副幹事長司会のもと、久野副会長より開会の辞がありました。山田会長挨拶の後、正副議長の選任（議長：東三支部 小柳津えみ会員、副議長：海部支部 岩井実会員）に移り、議事が進められました。

定足数の確認

平成26年 5月30日現在の個人会員数 2,511人

委任状を含んだ有効出席者数1,479人（定期大会出席者数230人 有効委任状数1,249人）

以上が確認されたので、議長より本大会は日本行政書士政治連盟愛知会規約第14条第2項の規定により、適法に成立すると宣言がありました。

議事録署名人に海部支部 山岡幹雄会員、東三支部 勝明彦会員が選任された後、横井副会長より第1号議案から第5号議案の提案があり、各議案について審議が行われました。

議 題

第1号議案 平成25年度運動経過報告

第2号議案 平成25年度会計決算報告承認の件
上記議案は関連があるため、一括上程され甲原副幹事長より提案説明の後、監事を代表し河合監事による監査報告がありました。採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 平成26年度運動方針（案）承認の件
第4号議案 平成26年度会計予算（案）承認の件
上記議案に関しても関連があるため、一括上程され西川幹事長から提案説明の後、ただちに採決に入り可決承認されました。

第5号議案 日本行政書士政治連盟愛知会規約の一部改正（案）承認の件

西川幹事長より、同規約の改正について提案説明がなされました。今回の規約改正の目的は3点ありました。1点目は、組織名称を「日本行政書士政治連盟愛知会(以下、「日政連愛知会」という。)」から「愛知県行政書士政治連盟」に改め、当会が独立した政治団体として日政連と連携して活動していくことです。2点目は、事業計画及び予算に関する規定を明確にしたことです。3点目は、「日政連愛知会支部細則」「日政連愛知会会費に関する細則」及び「日政連愛知会大会役員推薦に関する細則」の3細則を規約の中に位置づけたことです。会員からの質問に、西川幹事長が答弁を行い、より民主的な運営に努力する旨の決意と報告がありました。第5号議案は特別決議のため、議場を閉鎖し採決を行いました。結果、出席者の3分の2以上の賛成を得て、第5号議案は可決承認されました。

最後に、柳野副会長の閉会の辞があり、平成26年度定期大会は散会いたしました。

なお、改正後の「愛知県行政書士政治連盟規約」及び各細則については、後日改めて送付させていただきます。

あ と が き

初夏も終り、梅雨の季節になりました。

体調を崩しやすい時期でもあり、気を付けなくてはなりません。私は熱が滞留しやすい体質の為、風邪が原因で「熱中症状態」となるので“要注意”です。会員皆さんも、体調管理には十分な配慮をしてください。

話は変わりますが、去る5月に『還暦同窓会』という事で、45年の時を経て、初めて開かれた中学校の同窓会に参加しました。参加者は50数名と結構集まり、呼掛け人の御苦勞には頭が下がります。

当然のことながら記憶も曖昧の中、卒業写真集との照合と挨拶程度の会話しかできませんでしたが、45年ぶりともなれば、環境・人生観も変わり、触れられたくない部分もあるので、“良”としました。

今回を機に、今後も同窓会を定期的に開くという事ですので、“思い出を大切にし、参加者の立ち位置を斟酌したお付き合い”ができればと思います。

会報副委員長 長峰 均

《今月の表紙》

尾張の国の「一の宮」である真清田神社を由来とする一宮市は古くから繊維産業が発達しており、その織物工業の繁栄を願う織物感謝祭「一宮七夕まつり」は全国的に有名です。また市内には高速道路の4つのインターチェンジと一宮ジャンクションがあります。東西の大動脈である東名・名神高速道路と、太平洋側と日本海側をつなぐ東海北陸自動車道の結節点として重要な位置にあります。

〈新庁舎について〉

新庁舎は、歴史ある一宮市のシンボルとなるように、主に以下の点に留意しながら設計されています。

一宮らしさの抽出として、「七夕」「織物」をデザインコードとして取入れています。吹流しのカラフルな色合いのサイン計画や、短冊をイメージした縦強調のデザインを主に使用しています。

昭和5年竣工の一宮市役所本庁舎旧館（北館）は、オープンカウンター方式を日本で初めて採用した建物でした。早くから市民に開かれた自治体を目指していた一宮市。新庁舎では執務スペースのオープン化はもちろんのこと、一般に開放可能な大会議室を設置しています（14階）。

会報265号 担当

広 報 部	担当副会長	前田 望
	部 長	子安 幸代
	次 長	岡田 英紀
会報委員会	委 員 長	袴田 崇
	副 委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	杉浦 美紀

★投稿コーナー原稿募集についての変更のお知らせ★

原稿締切日が、会報発行月の2ヶ月前の25日となります。

また、連載原稿をご希望の場合には、投稿計画書案の提出をお願いする場合がありますので、提出の際には余裕を持ってお問い合わせください。

なお、掲載につきましては、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

原稿様式等、詳細はHPにてご確認ください。

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会 事務局 会報担当者宛

会報265号 平成26年7月1日発行

発行人 山田 高嗣

編集人 子安 幸代

袴田 崇

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL (052) 931-4068 (代)

FAX (052) 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

<http://www.aichi-gyosei.or.jp>

印刷所 日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等

※面接時間のご予約を承ります。お電話でどうぞ。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分